

ご 回 答

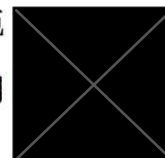
令和3年9月28日

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき 御中

長崎県佐世保市陣の内町949-9

公益財団法人 早岐霊苑

代表理事 柚木 明



拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴法人から受領した令和3年7月27日付申入書に対し、以下のとおりご回答いたします。

- 1 「不可抗力による責任」天変地異等による損害は当法人の区画数により苑全体を負担するとの条項について

上記申入書には、「仮に、不可抗力によって他人の墓石や霊苑の区画部分もしくは共用部分になんらかの損害が生じた場合に、区画数に応じて使用者に費用負担をさせる、という趣旨の条項なのであれば」との記載があります。

しかし、本条項は、不可抗力による損害は各自の負担となることを定めようとしたものであり、不可抗力により当法人に生じた損害につき、不当に墓地使用者に責任を転嫁しようとするものではありません。

したがって、上記申入書記載の申入れの内容は、本条項の趣旨に添わないものであり、かつ、本条項は消費者契約法10条に違反するものでもありませんので、削除の要請に応じることはできません。

もっとも、上記申入書の申入れの内容等を踏まえ、以上の趣旨を明確にすべく、次のとおり本条項を改定することといたしましたので、お知らせいたします。

一、天変地異その他不可抗力により使用者に生じた損害は、使用者の負担とし、
天変地異その他不可抗力により当法人に生じた損害は、当法人の負担とする

2 許可のないお墓のリフォームや法名塔などの彫刻，また個人の安易な作業また許可のない墓石業者の出入りなども一切禁止する（霊苑は共有共同なので許可のない作業は認めない）との条項について

上記申入書には，本条項は墓石の所有権の内容を制限するものである旨記載されています。しかし，本条項は，墓石所有者が墓石をリフォームすること自体を制限しているわけではなく，霊苑の秩序を維持する観点から，当法人の所有する墓地内で行う行為を一定程度制限しているに過ぎません。したがって，本条項は，墓石の所有権の内容に制限を加えるものではありません。

仮に個人の安易な作業を認めると，例えば，墓石の彫刻部分にペンキで色を塗り，そのペンキの成分が彫刻部分に付された金箔との間で化学反応を起こして変色し汚損したり，ペンキ等の塗料を墓地や他人の墓石に飛散させたりすることことが想定され，当法人や他の墓地使用者に迷惑をかけたたり，墓所の風土を乱す不敬な事態を生じたりすることが危惧されます。また，許可のない墓石業者の出入りを認めないのもこれと同様の理由からですが，一般的な墓石業者であれば，当法人が出入りを拒否することはなく，実際，当法人は，これまで墓石業者の出入りを拒否したことはありません。墓石所有者が墓石をリフォームする必要が生じた場合には，一般的な墓石のリフォームの技能を有する墓石業者にご依頼をされれば，当該墓石業者から当法人に申入れをしていただくことにより，何ら問題なくリフォームを行っていただくことができます。したがって，本条項は，信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものであるとは考えられません。

以上のことから，本条項の削除の要請には応じられません。

3 都度規定は変更するとの条項について

上記申入書には、本条項は、「契約は、申込みに対して相手方が承諾をしたときに成立する。」（民法522条）との規定に反し、相手方の承諾なしに相手方を拘束する契約内容を決めてしまうものである旨記載されています。しかし、本条項が存在し、本条項を墓地使用者が承諾していることにより、墓地使用者は、規定の変更（契約内容の変更）があり得ることにつき承諾をしているのであって、承諾なく契約内容が決定されるわけではありません。

早岐霊苑墓地使用規定は、民法548条の2第1項に規定する定型約款としての性質を有すると考えられます。定型約款には、事業者と消費者との間で締結される消費者契約に該当するものが多く存在しますし、民法548条の4第1項2号は、定型約款の変更をすることがある旨の定めを設けることができることを前提とした規定となっていますので、定型約款たる早岐霊苑墓地使用規定を変更する旨の条項を設けることは、民法の規定に反しないと解されます。むしろ、変更があり得ることを明示することなく変更を行うことが消費者の予測可能性を害し、問題性が大きいと考えられるのであり、変更があり得ることを明示することには正当性があると考えられます。

したがって、本条項の削除の要請には応じられません。

当法人からの回答は以上のとおりですので、ご査収ください。

敬具